平成２３年（フ）第１７２号
青森県青森市浪岡大字吉野田字木戸口51番地
１　メープルの里なみおか
債務者　寺田愼一郎
１　決定年月日時　平成23年９月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９７号
山口県周南市慶万町３番８―101号
債務者　甲斐　和子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１２２号
山口県周南市城ヶ丘３丁目10番６―107号
債務者　髙久　道治
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３１４号
北海道空知郡上富良野町新町５丁目６番29号
債務者　野原　信幸
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２９号
北海道富良野市春日町15番54号
債務者　日向由美子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３５号
北海道旭川市東光10条７丁目３番11号
債務者　高口　美子（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３６号
北海道旭川市宮下通11丁目1266番地の203
カサ　パラシオン
債務者　佐々木隆好
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３７号
北海道旭川市宮下通11丁目1266番地の203
カサ　パラシオン
債務者　佐々木綾子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３８号
北海道深川市音江町字菊丘521番地
債務者　奥山　陽子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４０号
北海道富良野市弥生町６番24号　愛沢アパート２Ｆ202
債務者　佐藤由美子（旧姓北澤）
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４８号
北海道旭川市神楽６条４丁目１番４号　リバーサイド神楽Ａ―３
債務者　田中　昭一
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４９号
北海道旭川市東光２条３丁目１番12号　チェリー２．３―102号室
債務者　奈良　　徹
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５０号
北海道旭川市永山４条９丁目３番４号　五光マンション10号室
債務者　中島　　藍
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５６号
北海道旭川市末広３条６丁目10番10号　リオグランデ208
債務者　小林　章子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５９号
北海道旭川市神居９条２丁目４番８号　セルバンデス203号室
債務者　中川　勝貴
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部